

一 辭解イボケル事

一 辭解隊ハ成ルヘク職員以外ノスキマツプノ事ニ依リテニ適算ノ方法ニ依リテ  
牽制スル事

一 辭解隊ハ制限増タル事

一 辭解隊ノ取降場所ハ適算トスルモ果車ニ就テハ勿論拒否サレル事ハナイ  
テアルカ執拗ニ果車ニ其ノ目的ヲ達スル事

一 此ノ運動ハ場合ニ依テテ中止スル迄ハ毎日ノ事

以 上

別記 (B) 宣言

我等ハ調停委員会テ一ニハ社会的要論ト全無産火暴、又其ニ答ヘ一ニハ暴者撤  
回ニ依リ生括ヲ年ル友メ壹々論陣ヲ展開シ暴者ノインナキヲ徹底的ニ暴露シ又  
市電財政ノ批判光明ヲ以テ市電ノ更生ハ公債ノ整理、電力自給、交通裁判ナク  
ニテハ絶対ニ不可能ナルトノ結論ニ到達シタ、中之委員又更生委員会ノ設置  
ニ依リ其更生ヲ図ラントスルニ意見ノ一致ヲ見、我等ノ更生ニ對スル見解ト合  
致シテ事ハ其トニタヘナイ如テアル、然ルニ調停委員会ノ最後ニ當リ市電局ハ  
暴者ノ撤回ニ代ルニ三割五分ノ償下ヲ要求シテ来タ、茲ニ於テ我等ハ償下ノミ  
ニ依リ市電更生ノ無意義ヲ指摘シ近ク開カレントスル更生委員会ニ於テソノ徹  
底的更生ヲスヘキ事ヲ要求シタシテアルカ遂ニ答ル、市トナラス調停委員会ハ  
決裂ノ止ムナキニ至ワタ、而シテ我等ハカ、此暴者又暴者ニ對テ挑戰ニ来ル旨有  
對シテハ再々總罷業決リニヨツテソノ及有テ求メ公同ニ當ナル市電更生ヲ期セ  
ントスルモノテアル、タカ我等ハ再々總罷業決リテ決定スルニ際シテハ市民諸  
君ノ迷夥ト其ノ影響スルヲシテ重大ナルト考慮シ右顧左眄躊躇後進シタノテアル